

手配旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部になります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。)とは、株式会社インフィールド(以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、お客様が運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行業務取扱料金

- 当社は旅行サービスの手配にあたり、宿泊機関に支払う料金・その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を申し受けます。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務は終了いたします。したがって、宿泊機関との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、所定の取扱料金をお支払いいただきます。

※取扱料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

3. 旅行の申込みと旅行契約の成立時期

当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の手配申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項をご記入の上、ファクシミリ、電子メール等の手段を用い通知するものと、当社がその通知を受け取った時点をもって旅行契約が成立いたします。なお、その際申込金は不要といたします。

4. 申込条件

- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ、特殊知能能力集団などの反社会的勢力であると判明した場合は、申し込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

5. 書面の交付

当社はお客様に、旅行業法第12条の5「当該旅行に関するサービス提供を受ける権利を表示した書面」として手配確認書を交付いたします。

6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払う旅行費用及び当社所定の取扱料金(変更手続料金、取消手続料金を除きます。)をいいます。
- 旅行代金は、請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の変更

- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として收受した金額とが合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。

8. 旅行契約内容の変更

- お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用(以下「変更費用」といいます。)は、お客様の負担とさせていただきます。
- 当社は、本項b.の変更費用のほか、変更手続をすることの対価として当社所定の変更手続料金を申し受けます。

※変更手続料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

9. 旅行契約の解除

- お客様は第3項の契約成立後、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
- a.の場合、当社は次の料金を申し受けるものといたします。
 - お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用と取扱料金
 - お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料
 - 当社所定の取消手続料金

※取消手続料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ、特殊知能能力集団などの反社会的勢力であると判明した場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このとき、当社は本項b.の料金を申し受けます。

10. 団体・グループ契約

- 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申込んだ旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループ旅行に同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

11. 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- 手荷物について生じた本項a.の損害については、同項の規定に関わらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償いたします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。
- 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他当社の関与し得ない事由により損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

12. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に手配確認書に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときには、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

13. 個人情報の取扱い

- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針は、当社ウェブサイトをご確認ください。

2017年10月1日 現在

東京都知事登録旅行業第3-7223号
東京都港区赤坂一丁目8番1号
株式会社インフィールド AICC事業所
国内旅行業務取扱管理者 小林 淳